

# 自律的労使関係制度を導入するための国家公務員制度改革3法案の概要

## 趣旨

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、国家公務員制度改革基本法に基づき、自律的労使関係制度を措置する。

⇒人事院及び人事院勧告制度を廃止し、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革

## 国家公務員法等の一部を改正する法律案

自律的労使関係制度の措置等に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

### I 自律的労使関係制度の措置に伴う改正

- 1 協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止
- 2 刑事施設職員の団結権の制限撤廃 ※
- 3 人事行政の公正の確保
- 4 人事公正委員会の設置
- 5 その他の改正

※刑事施設において勤務する職員の団結権の制限を撤廃し、他の職員と同様の扱いとする(協約締結権も付与)。【今回変更】

### II 施行期日等

## 国家公務員の労働関係に関する法律案

自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員(警察職員、海保職員及び行政執行法人勤務職員等を除く。)の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

- I 労働組合
- II 団体交渉
- III 団体協約
- IV 不当労働行為
- V あっせん、調停及び仲裁
- VI 施行期日等

## 公務員庁設置法案

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する。

- 1 任務及び所掌事務
- 2 組織
- 3 施行期日